

# 有料職業紹介事業 新規許可手続提出書類一覧表

## = 必 要 書 類 =

正本 = 1 副本 = 2

<b>提出書類</b>	有料職業紹介事業許可申請書	【様式第1号】
	有料職業紹介事業計画書(注1)	【様式第2号】
	届出制手数料届出書(届出制の場合)	【様式第3号】
	有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書(職種の範囲等を定める場合)	【様式第6号】

## = 添 付 書 類 (\*) =

正本 = 1 副本 = 1

<b>添付書類</b>	<b>定款</b> (株式会社、有限会社、社団法人)又は <b>寄付行為</b> (財団法人) (注2) ※定款等には、有料職業紹介事業を行う旨の記載があること。ない場合は、有料職業紹介事業を行うことについての意思決定機関の書類(株式総会議事録等)も添付すること。	
	法人の登記事項証明書(注2)	
	代表者の住民票の写し・履歴書(注3)	
	役員の住民票の写し・履歴書(注3) 株式会社・・・取締役、会計参与および監査役(注4) 財団・社団法人・・・理事および監事 ※登記事項証明書に役員として記載のある者全員	
	紹介責任者の住民票の写し・履歴書・責任者講習受講証(写し)(注1)(注3)	
	法人申請	最近の事業年度における【 <b>貸借対照表</b> 】・【 <b>損益計算書</b> 】 および【 <b>株主資本等変動計算書</b> 】 (税務署に提出したものの写し)(注5) 法人税の納税申告書【 <b>別表1(1)</b> 】・【 <b>別表4</b> 】(注5) (税務署に提出した受付印のあるもの) 法人税の納税証明書【 <b>その2 所得金額</b> 】(注5)
	会社・法人設立後最初の決算期を終了してない場合は、 <b>会社設立時の貸借対照表</b> 又は <b>法人設立時の財産目録等</b>	
	個人申請 <small>営既に事業を個人で</small>	最近の納税期における所得税の <b>納税申告書の写し</b> (税務署に提出した受付印のあるもの) 所得税の <b>納税証明書【その2】</b> <b>所得税青色申告決算書(貸借対照表・損益計算書)</b> ※青色申告の場合 (税務署に提出した受付印のあるもの) 預貯金の <b>残高証明書</b> (納税期末日のもの) 預貯金の <b>残高証明書</b> 不動産登記事項証明書および不動産評価額証明書
	建物の登記事項証明書(申請者が所有する場合) 建物の賃貸借(使用貸借)契約書の写し(他人が所有する場合) } 該当するもの(注1)	
	届出手数料に係る手数料表(注1)	
業務運営規程(職業安定法第32条により明示すべき事項が盛り込まれているもの)(注1)		
個人情報適正管理規程(注1)		

許可申請に係る手数料(収入印紙)【50,000円】

他事業所(支店等)を同時に申請する場合は、その一事業所当たり手数料(収入印紙)18,000円が必要

### 登録免許税納付に係る領収証書

国税の収納機関である日本銀行、日本銀行蔵入代理店(銀行等や郵便局)又は労働局の所在地を管轄する税務署(名古屋中税務署)に、登録免許税(90,000円)を現金で納付し、その領収証書の原本を提出する。

\*既に労働者派遣事業の許可を取得している事業主、又は同時に労働者派遣事業を許可申請する事業主は、申請内容と同じ場合、添付書類が省略できる。

※「住民票の写し」・・・市区町村から交付を受けた原本

(注1)有料職業紹介事業を行う事業所ごとに提出が必要なもの。

(注2)事業目的に、有料職業紹介事業を行う旨の記載があること

(注3)履歴書には、氏名・生年月日・現住所・職歴・役員への就任解任の状況・賞罰について記載し、また、職歴に空白期間がある場合はその状況を記載すること。なお、写真添付不要。本人の自筆の場合以外は、私印を押印すること。

(注4)会計参与に監査法人もしくは税理士法人を選任している場合は、その法人の登記事項証明書を添付すること。

(注5)連結決算の場合は、別途書類が必要。